

充てん設備保安検査調書 (液化石油ガス法第37条の6第4項、規則第84条、規則別表第4)

充てん者	名称				所在地		
	充てん設備の使用の本拠の名称			所在地			
検査員 職・氏名							
検査実施年月日		年	月	日	立会者氏名		
許可内容	車両番号				容器記号番号		
	新規許可	許可年月日	年	月	日	許可番号	第 号
番号	検査項目	検査方法			確認方法	改善指示事項等	検査結果
1	充てん設備の貯蔵設備 第64条第1項第1号	充てん設備に設けた容器の規格を刻印又は標章により検査する。 別表第4-1			目視により確認		適・不適
2	液化石油ガスの通る部分 第64条第1項第2号、第3号及び第4号	目視及び非破壊検査設備による検査又はその記録により欠陥の有無を確認し、その結果、割れ、きず、腐食等の欠陥がないか、又は欠陥があってもグラインダー加工のみで措置できる軽微なものであって、当該欠陥の補修部の非破壊検査設備による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。 別表第4-2			目視及び検査又は検査記録により確認		適・不適
		運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧試験の確認後の組立状態において、気密試験用設備による常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 別表第4-3			試験又は試験記録により確認		適・不適
		肉厚を非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 別表第4-4			測定又は記録により確認		適・不適
3	充てんのためのポンプ又は圧縮機 第64条第1項第5号及び第6号	ポンプ又は圧縮機は遠隔操作ができるものであることを目視及び図面により検査する。 別表第4-5			目視により確認		適・不適
		ポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない機構であることを図面等により検査する。 別表第4-6			図面により確認		適・不適
4	充てんホース 第64条第1項第7号、第8号及び第9号	充てんホースの設置状況を目視により検査し、当該充てんホースの規格を記録等により検査する。 別表第4-7 日本工業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースとすること。			目視及び記録により確認 全長を引き出す		適・不適
		充てんホースの先端から安全継手までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査し、当該安全継手の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-8			記録により確認		適・不適
		(安全継手告示) ・先端から安全継手までの距離 60cm以内に設けてあること。			測定により確認		
		カップリング用液流出防止装置の設置状況を目視により検査し、当該カップリング用液流出防止装置の機能を記録により検査する。 別表第4-9 (カップリング用液流出防止装置告示) ・見易い箇所に容易に消えることのない表示 製造事業者の名称又は記号、製造番号、製造年月、呼び径			目視及び記録により確認 漏れがないこと		適・不適
5	均圧ホース、安全継手及びカップリング 第64条第1項第10号	均圧ホース及びカップリングの設置状況を目視により検査し、当該均圧ホースの規格及び当該カップリングの機能を記録等により検査する。 また、均圧ホースの先端から安全継手までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査し、当該安全継手の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-10 均圧ホースは日本工業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースであり、かつ、告示で定める安全脱着用カップリングが設置されていること。			目視及び記録により確認 全長を引き出す 漏れがないこと		適・不適
		(安全継手告示) ・先端から安全継手までの距離 60cm以内に設けてあること。			測定により確認		
		(カップリング告示) ・見易い箇所に容易に消えることのない表示が製造事業者の名称又は記号、製造番号、製造年月、呼び径			目視により確認		
6	緊急遮断装置 第64条第1項第11号及び第12号	充てん設備の容器及び配管に設けた緊急遮断装置の設置状況を目視又は図面により検査し、当該緊急遮断装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-11 作動試験を行う場合の例 他の作動試験を行うことにより確認できる。			目視又は図面及び作動試験又はその記録により確認		適・不適
7	液面計 第64条第1項第13号	充てん設備の容器に設けた液面計の設置状況を目視等により検査する。 別表第4-12			目視により確認		適・不適
8	温度計 第64条第1項第14号	充てん設備の容器に設けた温度計の設置状況を目視等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。 別表第4-13 (温度計告示) ・液相部の温度を検知できるもの			目視及び試験記録等により精度を確認		適・不適
		・測定範囲が適切で範囲100℃のもの			目視及び図面により確認		
					目視により確認		

番号	検査項目	検査方法	確認方法	改善指示事項等	検査結果
9	圧力計 第64条第1項第15号	液化石油ガスの通る部分に設けた圧力計の設置状況を目視等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。 別表第4-14	目視及び試験記録等により精度を確認		適・不適
		(圧力計告示) ・圧力区分毎の設置	目視及び図面により確認		
10	誤発進防止装置 第64条第1項第16号	設置状況を目視及び図面により検査し、当該誤発進防止装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-15	設置状況について目視及び図面により確認		適・不適
		(誤発進防止装置告示) ・ホースを取り外している間の誤発進防止 ・ホースを格納し操作箱を閉じなければ解除されない機能 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態で充てんモードにしホースを受け金具から外し(リミットスイッチの動きも確認する)モニター等注1により誤発進防止装置が作動していることを確認する。 その後、扉解除スイッチを押し、操作箱の扉を開け(リミットスイッチの動きも確認する)た状態でホースを受け金具に収納し、この状態においても発進できないことをモニター等により確認のうえ、操作箱の扉を閉じ、解除されたことをモニター等で確認する。 注1)モニター以外の確認方法としては、自動車のギアを入れ半クラッチ状態で発進しないことを確認する。	作動試験又はその記録により確認		
11	緊急停止スイッチ 第64条第1項第17号	設置状況を目視及び図面により検査し、当該緊急停止スイッチの機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-16			適・不適
		(緊急停止スイッチ告示) ・操作箱から離れた位置で固定したもの及び遠隔操作ができる携帯式のもの	目視により確認		
		・緊急遮断弁の閉止、エンジン停止、ポンプ等の停止を同時にできるもの 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態で充てんモードにし充てんホースを受け金具から外し、扉解除スイッチを押し、操作箱内の油圧ハンドポンプで緊急遮断弁を開けるとともに均圧弁を開く(各元弁 開、各先端弁及びブリーダ弁 閉)にし、操作箱を閉めた状態で遠隔操作によりポンプを駆動させ、その状態で緊急停止スイッチを押し、エンジンポンプ停止及び緊急遮断弁の閉止を確認する。 均圧弁を開とすることにより、ポンプから押し出された液がバイパスラインを通過してタンクに戻るため自己循環運転が行える。 ポンプを動かさない場合や駆動することにより他に影響を与える場合は、ポンプは稼働させないで実施する。	作動試験又はその記録により確認		
		12	充てんを自動的に停止する装置 第64条第1項第18号	設置状況を目視及び図面により検査し、当該充てんを自動的に停止する装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 別表第4-17	設置状況を目視及び図面により確認
	・ガス漏れ検知設備 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態(ポンプの駆動については、他の作動試験でエンジン停止=ポンプ停止を確認している場合は駆動させなくても良い)で充てんモードにし、充てんホースを受け金具から外し、扉解除スイッチを押し、操作箱内の油圧ハンドポンプで緊急遮断弁を開けた状態で操作箱内の検知器を作動させ、エンジン停止及び緊急遮断弁の閉止を確認し、以下 ~ についても確認する。 (ガス漏れ検知設備告示) 発信の遅れは30秒以内 警報継続機能 ランプの点灯又は点滅による警報 警報及びランプの点灯又は点滅は運転室内 検出端部は操作箱内に1個以上 検出端部の設置位置 検出端部(複数の場合)の識別等 各作動試験を行う前又は後にモニター(通電チェック画面)により通電を確認 受信回路の作動状況の容易な識別等 各作動試験を行う前又は後にモニター(通電チェック画面)により通電を確認	目視及び作動試験又はその記録により確認			
		・異常な衝撃を検知する機器 (衝撃を検知する機器告示) 操作箱内又は車両後部に1個以上	目視により確認		
		・操作箱が開いた場合の検知 作動試験を行う場合の例 エンジンを駆動させた状態(ポンプの駆動については、他の作動試験でエンジン停止=ポンプ停止を確認した場合は作動しなくても良い)で充てんモードにし、充てんホースを受け金具から外し、扉解除スイッチを押し、操作箱内の油圧ハンドポンプで緊急遮断弁を開けた後、操作箱を閉め、その状態で再度操作箱を開け、エンジン停止及び緊急遮断弁の閉止を確認する。	作動試験又はその記録により確認		

番号	検査項目	検査方法	確認方法	改善指示事項等	検査結果
13	充てん設備の使用の本拠の所在地 第64条第1項第19号 第14条1号、2号、3号、5号	警戒標の設置状況を目視により検査する。 別表第4-18-イ 警戒標 ・「高圧ガス」(黒地の金属板、けい光黄文字) ・車両の前方及び後方に設置 ・横寸法は車幅の30%以上、縦寸法は横寸法の20%以上 又は面積600cm ² 以上	目視により確認		適・不適
		充てん設備の使用の本拠の所在地の外面から第1種保安物件及び第2種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 別表第4-18-ロ	測定又は目視により確認	面積: ___m × ___m = ___m ² 第1種保安物件名: _____ 距離: ___m (法定: ___m) 第2種保安物件名: _____ 距離: ___m (法定: ___m) 障壁の必要性: 有・無	適・不適
		障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。 別表第4-18-ハ	目視、図面及び記録により確認	1鉄筋コンクリート: 厚___cm、高___m 2鉄筋コンクリートブロック: 厚___cm、高___m 3鋼板: 厚___cm、高___m、 補強(_____)	適・不適
		液化石油ガスが漏洩したとき滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 別表第4-18-ニ	目視、図面、記録、測定により確認	1換気口: ___ 箇所 ___m ² 2強制換気: 通風能力 ___m ³ /分 排気ガス放出口(_____)	適・不適
14	充てん容器を移動するときに必要な資材及び工具等	充てん容器を移動するとき必要な資材及び工具等	ローリに積載されているか、目視により確認	赤旗、懐中電灯、メガホン、ロープ(15m以上×2本)、石けん水、車輪止め2個、皮手袋。	適・不適

番号	検査項目	検査・確認事項	改善指示事項等	検査結果
15	関係書類及び帳簿類	充てん設備許可申請書、充てん設備変更許可申請書、充てん設備変更届、帳簿関係(バルクローリー充てん受払日報、充てん作業日誌、日常点検記録、点検修理実施記録、設備台帳等) 危害予防規程、保安教育計画、実施記録を確認		適・不適
16	報告	法施行規則第132条に基づく充てん事業報告 有・無		適・不適

指示事項等の改善確認方法	検査項目番号	確認方法	処置
注)確認方法欄には、文書報告、写真報告、再検査等の改善事項についての確認方法を記載する。			

備考
